

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に鈴木圭一農業委員、新木英男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第29号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第29号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1は専用住宅の敷地拡張で、開発許可が必要。令和2年5月20日付けで農振農用地から除外されている。農地区分は第二種農地となる。
申請番号2は用途が住宅用地で、開発許可が必要。令和2年5月20日付けで農振農用地から除外されている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 申請番号 1 を平方地区の新木農業委員が報告した。7 月 2 5 日 (土) に担当委員 4 名で現地調査を行った。現地は写真のとおり耕うんされており、きれいな状態になっている。
申請番号 2 は山岸農地利用最適化推進委員が報告した。7 月 2 4 日 (金) に担当委員 5 名で現地調査を実施した。現況写真のとおり、南側は水田で、東側は畑になっており、現地は問題ない。
- 議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 土地利用計画図には法面と記された部分が何か所もある。また、造成計画には盛土・切土とあるが、どのような形状になる計画なのか。
- 事 務 局 平面図を確認していただくと、G L 数値が記されているが、北から南に下がっており、かなりの高低差がある。駐車場に関しては道路のレベルと同じに造成し、それ以外はフラットにする形で計画されていることから法面になる計画である。
- 議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第 2 9 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 0 号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について

- 議 長 議案第 3 0 号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1 は事務局で現地を確認したが、写真で示したとおり果樹が植えられており、問題なかった。
- 議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 主たる従事者証明の方は、申請箇所以外に生産緑地を持っているのか。
事 務 局 事由発生者名義の生産緑地は申請箇所のみである。
- 議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第 3 0 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

ろ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第 3 1 号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。事務局で現地を確認しており、申請番号 1 は保全管理されていた。申請番号 2 は露地野菜が作付けされており、ともに農地として問題がないことを確認している。

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第 3 1 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 2 号 上尾市農業委員会事務専決規定の一部改正について

議 長 議案第 3 2 号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。農地法の一部改正に伴い、届出書の様式が変更になることから、上尾市農業委員会事務専決規定の一部改正を行う内容について説明した。

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第 3 2 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第 7 号 専決処分について

(1) 農地法第 4 条の届出の受理について

(2) 農地法第 5 条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時40分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年7月27日

議 長

署名委員

署名委員